

基発 0510 第 1 号  
令和 3 年 5 月 10 日

厚生労働省医政局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言の延長を踏まえた  
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 5 月 7 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、「高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと」等とされたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理につきましては、令和 3 年 4 月 26 日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示しし、貴省の所管団体等に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、改正後の基本的対処方針につきましてもご配慮いただくよう、貴省の所管団体等に対して周知の御協力をお願いいたします。

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

課長補佐 富賀見 英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755